

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、令和 7 年 1 月 30 日晴田土地改良区営土地改良事業（維持管理）計画の変更を認可した。

令和 7 年 2 月 14 日

佐賀県知事 山 口 祥 義